

2018年5月14日

株式会社メルカリ

代表取締役会長兼 CEO 山田 進太郎

問合せ先： Corporate Division 03-6804-6907

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションとし、社会に貢献する企業となることを目指しております。

この経営理念のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】

議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、国内外機関投資家比率や導入に係るコスト、導入によるメリット等を勘案して、現時点での対応は不要と考えておりますが、今後、株主構成比率の変化等を踏まえ充実することを検討してまいります。英語での情報開示・提供についても同様に、今後、株主構成比率の変化等を踏まえ充実することを検討してまいります。

【補充原則4-1②】

当社が事業展開するインターネット業界は、環境・技術の変化が早いため、具体的・固定的な中長期計画を策定することは適切ではないと考えております。当社は、IR活動等を通じて中長期的な経営戦略の説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。

【補充原則4-10①】

当社は、原則3-1に記載する役員報酬や役員候補の指名に関する方針に従って、社外取締役、社外監査役の意見・助言を受けながら報酬の決定や役員候補者の指名を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、単に安定株主を確保するための株式の政策保有を行いません。仮に政策保有をする場合は、両社にとって企業価値の向上に資すると判断されるような場合に

限り行うものとしします。

【原則1-7】

関連当事者取引については、担当部署において取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行っております。特に重要と考えられる取引については、取締役会において、取引の必要性・妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行っております。

事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門における取引の内容等の事後的なチェック、監査役会による監査等の健全性・適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則3-1】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、以下のミッション（経営理念）を定めております。

「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」

世の中では多くのモノ・サービスが生産・販売されていますが、誰かにとってはまだ価値があるのに捨ててしまうなど地球資源の無駄になっていることが多いと私たちは考えています。「捨てる」を無くすために、個人間で簡単かつ安全にモノを売買できるフリマアプリ「メルカリ」を展開しています。

さらに、上記ミッションを達成すべく、以下の3つのバリュー（価値基準）を設定しています。

Go Bold - 大胆にやろう

世の中にインパクトを与える多くのイノベーションを生み出します。破壊的創造を目指し大胆にチャレンジし、数多くの失敗から学んでいきます。

All for One - 全ては成功のために

メンバーの力を結集してチームで最高のプロダクトを創ります。チームはどのような成果をあげており、それに個人としてどのように貢献しているかというチームワークを非常に重視しています。

Be Professional - プロフェッショナルであれ

メルカリは卓越した能力を持った個人が考え抜きベストを尽くす組織です。メンバーは常にオーナーシップを持って自由闊達に仕事をし、専門的能力をレベルアップしていきます。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスの強化により、ユーザー、社員、株主、取引先、その他すべてのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と認識しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

決定方針：

取締役・執行役員の報酬は、固定報酬により構成されております。

成果主義の理念のもと、職責や業績貢献度を適正に評価した上で、適切に決定しています。

決定手続：

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、代表取締役が配分を決定しております。執行役員の報酬は、代表取締役が総額および配分を決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを重視し、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、取締役会が適任であると判断した者について、取締役・監査役候補の指名、執行役員の選任を行っております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知（参考書類）に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。

【補充原則 4-1 ①】

取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。

法令、定款および当社関連規程にて定められている取締役会専決事項を除き、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限の多くを取締役または各業務を担当する執行役員に委任します。

【原則 4-8】

当社は、経営の監督機能の強化とともに、一般株主の目線から監督を担うことができる独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は取締役会の中で、付議事項や報告事項に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な企業経営に対する経験や知識に基づいて適宜助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。

【原則 4-9】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を満たす者の中から、当社の経営への助言および監督機能を発揮するために必要な、多様かつ専門的な知識、経験と高い識見を有する人物を独立社外取締役の候補として選定しております。

【補充原則 4-11①】

当社は取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めております。また、取締役会における確かつ迅速な意思決定と適切な業務執行の監督を確保するため、取締役会の全体として多様な専門能力、知見が担保されるようにしております。

【補充原則 4-11②】

当社は、各取締役・監査役の主要な兼任状況を、株主総会招集通知添付書類に毎年開示しています。なお、いずれの兼任についても、当社の役割と責務を適切に果たせる時間と労力を十分に確保できる兼任状況であることを確認しております。

【補充原則 4-11③】

当社は、取締役会全体の実効性について、毎年、各取締役・監査役が自己評価を行うとともに、社外取締役からも意見をいただくことによって分析・評価を行っております。

【補充原則 4-14②】

社外取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供することとしています。

【原則 5-1】

当社は、適時かつ公正な情報開示を行い、株主の皆様と建設的な対話を行うよう努めております。CFOの下、IR担当部署が株主の皆様との建設的な対話の促進に取り組んでおります。IR担当部署では、その取り組みの一環として、決算説明会の開催、株主の皆様との対話を補助するために必要な情報を当社内で収集するための各部署との連携の実現、対話において把握された株主の意見・懸念の検討およびそれらに関する取締役会・担当執行役員に対するフィードバックの実施等を行います。株主の皆様との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないことをその方針とし、伝達する内容については、IR担当部署が、事前に法務部や外部専門家に適宜確認を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田 進太郎	38,342,730	32.72%
ユナイテッド株式会社	15,000,000	12.80%

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

富島 寛	9,600,000	8.19%
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合	7,934,000	6.77%
株式会社 suadd	6,600,000	5.63%
WiL Fund I, L.P.	6,066,780	5.18%
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	5,450,000	4.65%
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	5,307,270	4.53%
三井物産株式会社	3,271,020	2.79%
Globis Fund IV, L.P.	3,180,930	2.71%

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
松山 太河	他の会社の出身者												
鈴木 健	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山 太河	○	—	(選任理由) インターネット事業に対する深い知見、資本業務提携のアドバイ

			ザリーの経験を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。
鈴木 健	○	—	(選任理由)インターネット技術に関する深い知見やインターネット関連事業の経営経験を有しており、当社プロダクトの技術及び経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			—			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	上限の定めはない

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役会は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行っております。また、定期的に内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は一同に会して情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 史之	公認会計士													
猪木 俊宏	弁護士													
筱崎 隆広	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員		
福島 史之	—	—	公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任しております。
猪木 俊宏	—	—	弁護士として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの意見具申等を期待して監査役に選任しております。
筱崎 隆広	—	—	当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	—

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外監査役, 従業員, 子会社の従業員, そ
-----------------	-------------------------------

	その他
--	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション付与によって、当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、株主と目線を合わせ、中長期的な視点からバランスのとれた経営を行う動機付けを行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その決定を取締役会で代表取締役会長に一任しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・監査役に対しては、取締役会・監査役会の招集やその他の各種連絡事項の伝達等を適時に行っておりま。また、事業理解を深めていただくため、社外取締役・監査役へ向けた当社の事業説明等を適宜行っておりま。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c) 内部監査

当社は代表取締役会長の直轄の組織として内部監査グループを設置しており、専任担当者を1名配置しております。内部監査グループは、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役会長に報告しております。代表取締役会長は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について書面により報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

(d) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社内取締役4名に対して取締役総数の1/3となる2名の社外取締役を選任し、3名の社外監査役と共に経営の透明性と公正性を確保しております。取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底するため、それぞれに企業経営の経験者や弁護士・会計士等の専門家を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月に定時株主総会を開催しておりますが、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を回避した株主総会を設定する予定です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権の行使に関しても、検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページでの招集通知の英文掲載を検討しております。
その他	<招集通知について> 投資判断していただく上で必要な情報を分かりやすく掲載するため、カラーでの

	印刷を検討しております。 <開催会場について> 交通の便を考慮し、駅近の会場での開催を検討しております。
--	--

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では「IR活動の基本方針」「情報開示の方法」「沈黙期間について」「将来の見通しについて」および「風説の流布への対応について」から構成されるIRポリシーを策定しており、当社IRサイトに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期毎の決算発表に合わせてアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催していく方針です。 また、フェアディスクローズの観点より、説明会のライブ配信を検討しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	フェアディスクローズの観点より、同時通訳を採用した、アナリスト・機関投資家向けの説明会のライブ配信を検討しております。	なし
IR資料をホームページ掲載	IRサイトを新設し、ホームページ上に掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門として、ファイナンスグループを設置しております。	
その他	自社メディア「mercan(メルカン)」や「Mercari Engineering Blog」を通して、自社の文化やサービス、技術等の非財務情報を発信しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。

ii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

iii. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

iv. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

v. 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。

vi. 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

i. 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。

ii. 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i. 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。

ii. 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築していく。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i. 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。

ii. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。

iii. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

ii. 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。

iii. 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリュー

を共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。

i. 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。

ii. 上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

iii. 子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

iv. 当社の内部監査担当は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役等に報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

i. 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。

ii. 監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。

iii. 監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

iv. 監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

i. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。

ii. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

(i) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

i. 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

ii. 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告する。

iii. 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。

(j) 監査役職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常監査費

用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i. 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

ii. 監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。

iii. 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

iv. 監査役は、定期的に内部監査担当と意見交換を行い、連携の強化を図る。

(l) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「倫理規程」において、反社会的勢力の排除を掲げ、暴力団をはじめとした反社会的勢力と一切の関わりをもたないこと、及び反社会的勢力が当社に関わりを求めてくる場合は、毅然とした態度でこれを拒絶することを宣言しております。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応細則」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

(b) 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を **Corporate Division** と定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

当社と関係を持つ前に、インターネット検索及び日経テレコンを利用して、株主、役職員、新規取引先と反社会的勢力との関係を示すような情報がないか確認を行っております。また、既存の取引先等において、反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合は、速やかに取引関係等を解消する体制を採っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

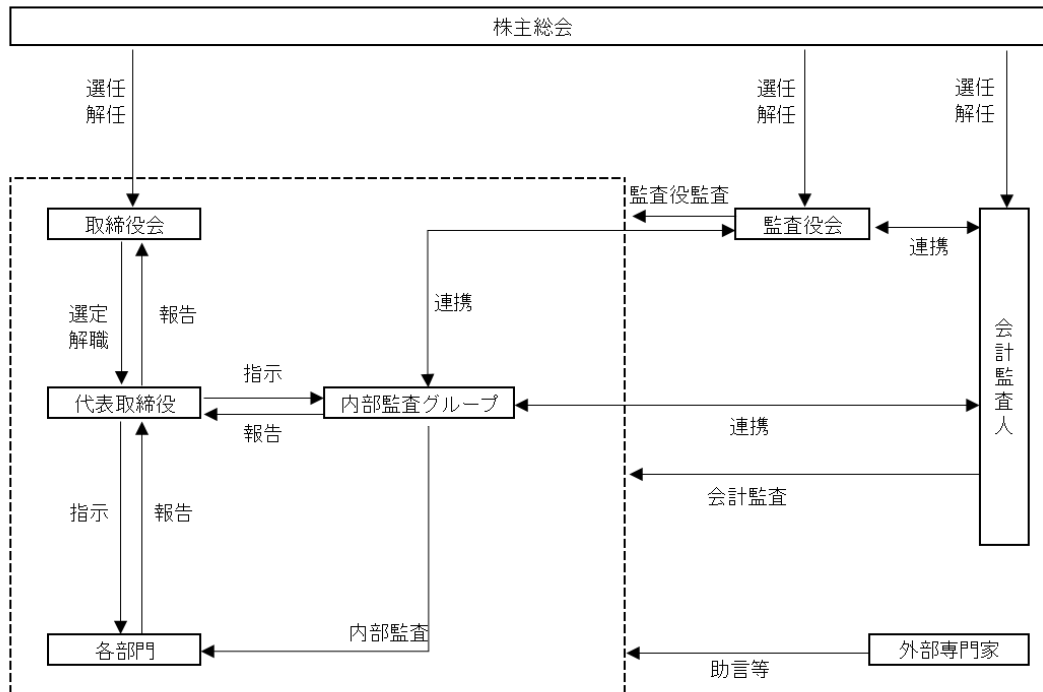
該当項目に関する補足説明

—

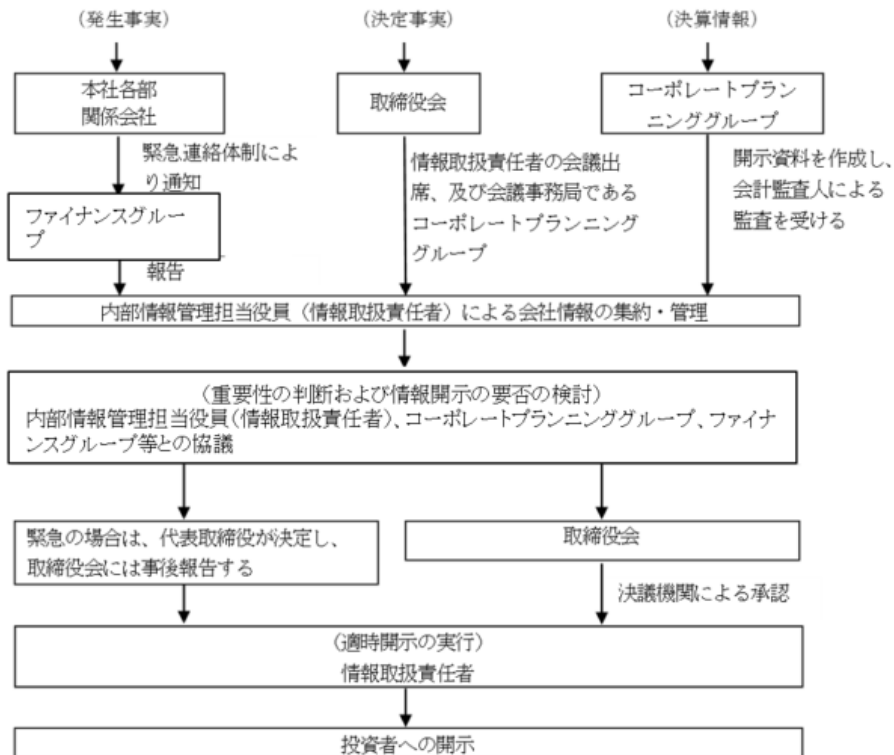
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上